

議案第5号

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

人事院勧告に準じて、期末手当の支給割合の改正を行うこと及び令和4年6月に支
給する期末手当に関する特例措置を定めるため、所要の条例整備をしようとするもの
です。

朝来市条例第 号

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(朝来市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝来市職員の給与に関する条例(平成17年朝来市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年朝来市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の朝来市職員の給与に関する条例第27条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び朝来市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第27条第4項から第6項まで(朝来市職員の育児休業等に関する条例(平成17年朝来市条例第57号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第31条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は朝来市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(令和元年朝来市条例第16号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第5号資料

朝来市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第27条(略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第27条(略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外) 第9条(略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3、4 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外) 第9条(略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2第1項、第26条及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第26条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3、4 (略)</p>

●人事院による令和3年の給与勧告のポイント

【勧告日 令和3年8月10日】

- ・民間給与との較差（△19円、0.00%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない
- ・ボーナスを引下げ（△0.15月分）、民間の支給状況等を踏まえ期末手当に反映

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約43万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △19円 △0.00%

〈ボーナス〉 令和2年8月から令和3年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数4.45月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

〈ボーナス〉 民間の支給割合との均衡を図るため引下げ

4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

〔実施時期〕 法律の公布日

●期末手当及び勤勉手当に係る支給割合早見表

支給区分 手当区分		改正前			改正後		
		6月	12月	計	6月	12月	計
再任用 職員以外 の職員	期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>	<u>2.55月</u>	<u>1.20月</u>	<u>1.20月</u>	<u>2.40月</u>
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	0.95月	0.95月	1.90月
	計	<u>2.225月</u>	<u>2.225月</u>	<u>4.45月</u>	<u>2.15月</u>	<u>2.15月</u>	<u>4.30月</u>
再任用 職員	期末手当	<u>0.725月</u>	<u>0.725月</u>	<u>1.45月</u>	<u>0.675月</u>	<u>0.675月</u>	<u>1.35月</u>
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月	0.45月	0.45月	0.90月
	計	<u>1.175月</u>	<u>1.175月</u>	<u>2.35月</u>	<u>1.125月</u>	<u>1.125月</u>	<u>2.25月</u>
特定任期 付職員	期末手当	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	<u>3.35月</u>	<u>1.625月</u>	<u>1.625月</u>	<u>3.25月</u>